

江戸川区公契約条例施行に伴うダンピング対策の強化について

令和3年10月1日から公契約条例が施行されたことに伴い、本区におけるダンピング対策の強化を以下のとおり実施いたします。

令和3年10月1日以降に入札の公告又は初度の公表を行う案件から適用いたします。

1. 最低制限価格の設定範囲の見直しについて

改正前	改正後
予定価格の10分の <u>7</u> から 10分の <u>8.5</u> の範囲内	予定価格の10分の <u>7.5</u> から 10分の <u>9.2</u> の範囲内

2. 低入札価格調査制度実施要綱の制定について

新たに江戸川区低入札価格調査制度実施要綱を制定し、低入札価格調査の実施に必要な事項を定めるとともに、低入札価格制度の設定範囲を以下のとおり規定しました。

解体工事以外：予定価格の10分の7.5から10分の9.2の範囲内 解体工事：予定価格の10分の6.5から10分の8の範囲内
--

また、本要綱の制定に伴い、「制限付一般競争入札実施基準に係る運用基準」を一部改正しました。

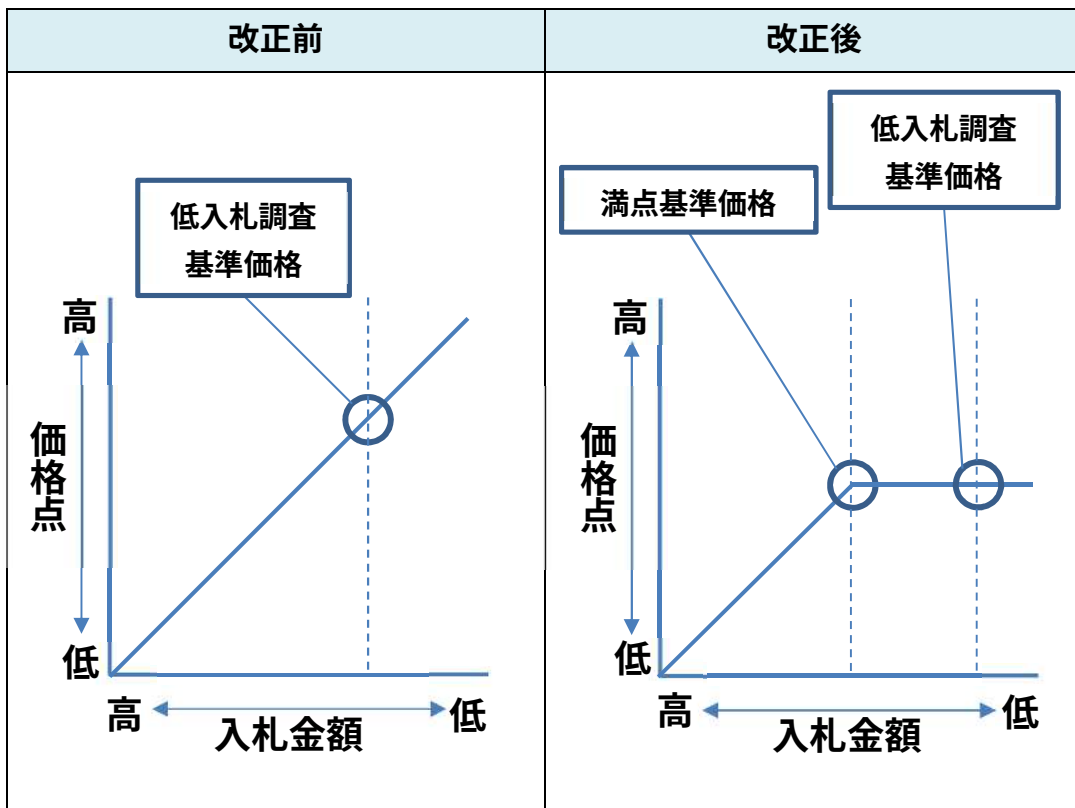
３．施工能力審査型総合評価方式の見直しについて

（１）価格点の見直し

① 満点基準価格の導入

満点基準価格までは入札金額を下げるほど価格点は上がります。満点基準価格＝価格点の上限となり、入札金額が満点基準価格より下回っていたとしても上限以上の点数は付与されません。

なお、満点基準価格及び低入札調査基準価格の算定式は、各案件の落札者決定基準でお示します。



② 価格点の計算式見直し

改正前	改正後
$\underline{90} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$	解体工事以外 $\underline{150} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$ 解体工事 $\underline{100} \times (1 - \text{入札価格} \div \text{予定価格})$

(2) 工事成績評価点の配点の見直し

工事成績評価点の上限を19点から16点にすることに伴い、区分ごとの配点を以下のとおり見直します。

工事成績点の平均	工事成績評価点	
	改正前	改正後
0 点以上 20 点未満	0	0
20 点以上 30 点未満	1	
30 点以上 40 点未満	2	
40 点以上 50 点未満	3	1
50 点以上 55 点未満	4	3
55 点以上 60 点未満	5	5
60 点以上 62.5 点未満	10	8
62.5 点以上 65 点未満	11	9
65 点以上 67.5 点未満	12	10
67.5 点以上 70 点未満	13	11
70 点以上 72.5 点未満	14	12
72.5 点以上 75 点未満	15	13
75 点以上 77.5 点未満	16	14
77.5 点以上 80 点未満	17	15
80 点以上 100 点以下	19	16

(3) 「地域・社会等貢献点」の適用範囲の見直し

改正前	改正後
区内・区外業者の両者が参加できる 案件にのみ適用	すべての案件に適用

施工能力審査型総合評価方式の詳細については、「江戸川区施工能力審査型総合評価方式の概要」をご参照ください。

<問い合わせ先>

江戸川区総務部用地経理課契約係

電話：03-5662-1005（直通）